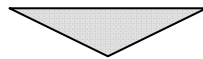


静岡県土地利用基本計画の改定ポイント

<改定の要因>

- 静岡県国土利用計画（第五次）の策定（平成 29 年 3 月）
- 「内陸のフロンティア」を拓く取組の進展（84 に及ぶ内陸フロンティア推進区域の指定）
- ふじのくに景観形成計画の策定（平成 29 年 3 月）
- 静岡県総合計画の策定（平成 30 年 3 月予定）



これまでの本県の県土利用の方向性に、景観への配慮や人口減少下における県土の適切な利用・管理のあり方の視点を加え、土地利用の調整方針等を改定

<主要な改定内容>

県土利用の基本方針

- 県総合計画の基本理念との整合
- 県国土利用計画（第五次）の「県土利用の基本方針」の反映に基づく改定
 - ・ 日本一の「安全・安心」を実現する県土利用
 - ・ 将来に向け持続的成長を確保する県土利用
 - ・ 憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用
 - ・ 人口減少社会における新しい県土管理の方策

県土の地域別の基本方針

- 県国土利用計画（第五次）の「各種都市機能の誘導・集約」、「新たなコンパクトな拠点の形成」、ふじのくに景観形成計画の「良好な市街地・産業地景観の確保」、「屋外広告物の規制・誘導」の視点の追記

土地利用の原則

- 県国土利用計画（第五次）の「地域を主体とした土地利用の推進」、ふじのくに景観形成計画の「広域景観の確保」の視点の追記

（地域区別に追記した視点）

- ・ 3 地域共通：「内陸のフロンティア」を拓く取組の推進
- ・ 都市地域：「都市機能の誘導等による都市のコンパクト化」の促進
「土地需要の減少や土地利用の多様化を踏まえた土地利用規制の見直し」
- ・ 農業地域：「荒廃農地の有効利用の促進」
- ・ 森林地域：「再生利用が困難な荒廃農地の森林としての活用」

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

（特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項）

- 「内陸フロンティア推進区域」の円滑かつ迅速な実現に向けた留意点の追記
- 「大規模な太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置による大規模な土地利用転換」を図る場合の留意点の追記